入札参加資格登録変更申請に係る必要書類一覧(建設工事、測量・建設コンサルタント)

	1登記事項証明書又は登記簿謄本(複写可)※	印鑑証明書(複写可)※1	印鑑登録証明書(複写可)※1	同意書	コンサル用)※2 使用印鑑届来委任状(工事・	の届出書類(複写可) ISOの審査登録証及び付属書又は住所変更	書(複写可) 法人(設立・設置)申告書又は法人異動申告	4 業者概要を印刷したもの(複写可)※3 ※ 業者概要を印刷したもの(複写可)※3 ※ 企業情報検索システム』に掲載されている、土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等建設業許可証明書、建設業許可通知書又は国	更届出書(第一	建設業許可変更届出書(第二面)(複写可)	(営業所一覧表) (複写可) 建設業許可申請書の様式第1号及び別紙二	現況報告書等 (複写可)※5登録行政庁への変更届出書、登録証明書又は	報告書兼誓約書※6 障害者屈用状況報告書又は障害者の雇用状況	所登録申請書(複写可)類、消防協力事業所登録証又は消防協力事業所登録証又は消防協力事業防災協定締結団体への加入が確認できる書	建設業労働災害防止協会の加入証明書(複写可	営業所所在地等報告書兼調査同意書	第2希望業種追加届(建設工事用)	ント用)第2希望業種追加届(測量・建設コンサルタ	口座振替依頼書
商号又は名称	法	法		1	0			工	工			コ							7
代表者(法人のみ)	0	0			0			工	工			コ							7
代表者の役職名					0														7
本店の移転	法				0	2	3	工	工			コ	4		5	6			7
本店の所在地方書					0														
資本金	0																		
登記簿上所在地	\circ						3												
ISO情報						2													
実印					0														
障害者雇用状況													4						
防災協定締結・消防協 力事業所登録の状況														0					
建設業労働災害防止協 会の加入状況															5				
建設業許可業種								工		<u>-</u>	工								
コンサルの登録部門の 変更等												コ							
市内営業所(契約先以外)の開設							3		[]		工	コ				0			
市内営業所(契約先以 外)の移転・営業所名 の変更											工	コ				0			
市内営業所(契約先以 外)の建設業許可業種											I								
契約先の開設					0		3		L	=	エ	コ				6			7
契約先支店名					0				L		工	コ							7
契約先受任者					0											_			7
契約先移転					0		3		L		工	コ				6			7
契約先 (支店から本店へ) 契約先					0						エ	コ							7
(支店から支店へ)					0		3			<u>.</u>	工	Л				6			7
使用印鑑					0														7
第2希望業種の追加								エ			工	コ					エ	コ	
法人成り又は法人の合 併・分割等による営業 承継変更			内容	により	申請	方法、	必要	書類等が異	なり言	きすの	で、必	ムず事	前にす	段約課へご	`確認	くださ	SV.		

- ※1 変更申請日より3か月以内に発行されたものに限る。
- ※2 本店契約の場合は「使用印鑑届(工事・コンサル用)」を、支店契約の場合は「使用印鑑届兼委任状(工事・コンサル用)」を提出すること。 「使用印鑑届(物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い用」「使用印鑑届兼委任状 (物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い用)」とは様式が違うため注意すること。
- ※3 建設業許可証明書又は建設業許可通知書については、変更申請日より3か月以内に発行されたもので、有している建設業許可業種が全て記載されているものに限る。
- ※4 国土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等企業情報検索システム』に掲載されている、業者 概要を印刷したものについては、3か月以内に印刷したもので、有している建設業許可業種が全て 記載されているものに限る。

国土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等企業情報検索システム』 URL (https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/)

- ※5 登録証明書については、変更申請日より3か月以内に発行されたものに限る。
- ※6 公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務がある場合は障害者雇用状況報告書の写しを、公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務がない場合は障害者の雇用状況報告書兼誓約書を提出すること。
- ① 人格区分が変更となる場合のみ必要(有限会社→株式会社等)
- ② 工事登録業者のうち、建設業許可上の本店所在地が堺市内(新たに堺市内へ移転する場合、又は堺市内で移転する場合を含む。)にある場合のみ必要
- ③ 新たに堺市内へ移転する場合のみ必要(堺市(法人諸税課又は税務サービス課)受付済のもの)
- ④ 工事登録業者のうち、建設業許可上の本店所在地が堺市内(新たに堺市内へ移転する場合を含む。)にある場合のみ 必要
- ⑤ 工事登録業者のうち、建設業許可上の本店所在地が堺市内(新たに堺市内へ移転する場合を含む。)にある場合のみ必要
- ⑥ 本店(契約先)所在地を新たに堺市内へ移転する場合、又は堺市内で移転する場合のみ必要
- ⑦ 提出対象者のみ会計室に提出が必要